

LHT(LT), LChSh, NChSh, NN, QSM, ShChR の十四の語根・単語である。

まず、エベン・シヨシヤンのコンコルダンスに基づいて聖書におけるこれらの語の分析を行った。語源がヘブライ語でないものが多く、そのほとんどがユダヤ教においては禁止されているわけであるが(申命記十八章など)、そのうちの多くはただ漠然と禁止されているという印象がぬぐえず、それぞれの単語の詳細は不明瞭である。

ミシユナとトセフタについても同様の分析を行ったところ、まず聖書では使用されていた外来語、ユダヤ教外のものを目指すと考えられる語は見つからなかった。これは、律法を伝達することに特化しているミシユナ・トセフタの特徴の一つと言える。また、ただ禁止するだけの聖書から一歩進んで、行為者を具体的にどのような処罰するべきかを規定し、またそれぞれの行為が実際にはどのようなものであるのかを説明しているという特徴が見られる。バビロニア・タルムードについては、ミシユナ・トセフタの記述と同様の記述が多いとだけ言及しておく。

以上の分析を踏まえ、本報告で扱ってきた単語・語根については、大きく分けて「禁止」「許容」「傍観」と、その他詳細が不明なもの、四種類の対応方法があると考ええる。第一の禁止は、ある程度自明のことであるが、聖書に数多くある禁止規定が適用されている語がこれに該当する。語源的にユダヤ教外周辺の民族・諸国に起源を持つものが多い。許容とは、聖書中では明確な禁止規定がなく、ミシユナ・トセフタでも特に呪術的な意味としては用いられていないものであり、推奨されること

すらあるものである。傍観とは、聖書でユダヤ教外の人物・行為としてのみ用いられており、イスラエルの民の内部には存在していなかったものである。それゆえ敢えて禁止を述べる必要もないという判断が下され、ミシユナとトセフタには言及がないものと考えられる。

申命記における祭司と王

——社会的アイデンティティ理論の適用——

高橋 優子

本発表の目的は、社会的アイデンティティ理論が、聖書資料の描く古代イスラエル社会を説明するために有効だということを示すことにある。社会的アイデンティティ理論を実際に適用することを試みるが、具体的には申命記一七章一六—一七節・一八章一—二節・一八章六—八節前半(および関連する列王記下二三章九節)にある王と祭司についての記述が対象となる。それは、これらの箇所がしばしば紀元前七世紀後半に想定される、いわゆるヨシヤの改革を、「ユートピア的で非現実的」であり、歴史性がないと考える根拠とされるからである。この際とくに重要なのは、社会的比較についての研究成果である。「社会的比較」とは、内集団(自己が属している集団)と外集団(自己が属していない集団)との間で行われる比較を意味している。この社会的比較においては、内集団にとって有利な次元(自集団が優位に立てる次元)上で、相違が最大になるよう

な比較が行われることが知られている。当然利益配分の場合には、内集団のメンバーにより多く配分しようとするが、時には自分たちの利益を犠牲にしても外集団より優位に立とうとする、という興味深い現象が観察される。この外見上の「矛盾」は、人間は個人的利益を最大にするように合理的に行為するはずだという、伝統的な（近代的）人間観の限界を示すものである。しかし、社会的アイデンティティ理論を援用すると、この外見上の「矛盾」は説明可能なものとなる。

ヨシヤの改革の担い手は多様な社会集団から成っていたと考えられるが、王と祭司についての規定はとりわけ異彩を放っている。それらは、王についても祭司についても自分たちの権利制限を進んで受容することを前提しなければ成立しない内容となっている。王には自分のために馬「軍事力」・妻・金銀を増やすことが禁止されている（金銀については「過剰に増やすこと」と）。そして祭司については土地所有の禁止が規定されているのである。これらはどう説明できるのだろうか。まず王についてであるが、積極的要因としては、古代近東の「王の理想」があげられる。古代近東の王たちは、弱者や貧者を救い正義を実現する、という理想を持っていたが、ユダ王もその影響を受けていたことが明白である。そしてそのことは弱者や貧者を救うために自分の権利を制限する規定を受け入れる、ということが可能にしたかもしれない。それは、社会的アイデンティティを肯定的に高める効果があっただろう。さらに、消極的要因としては、古代近東の王たちとは異なり、ユダの王権がもともと比較的弱かったということがある。古代イスラエルの王は、むしろ

古代ギリシアの王と似た状況にあった。祭司についてはエルサレム祭司と地方祭司を分けて考えなければならない。ヨシヤ改革における祭儀集中によって、エルサレム祭司は祭儀を独占することになる。それは、土地所有放棄を補って余りある利益をもたらしたかもしれない。伝統的な人間観によっても理解可能である。しかし、地方祭司が祭儀集中を受け入れ土地所有放棄を受け入れるというのは、理解しがたい。なぜなら、地方において彼らは事実上失業するからである。しかし、申命記の規定によれば、地方祭司はエルサレム祭司と同様に、エルサレムで祭司として祭儀に参加できることになっている。これは、地方祭司の社会的地位をエルサレム祭司と同等に引き上げることを意味しており、社会的アイデンティティ理論から、充分理解可能となる。

以上検討してきたように、申命記の一見非現実的な祭司と王に関する規定は説明可能である。社会的アイデンティティ理論は、聖書研究にとつて、歴史性を判断する根拠とはならないが、現実性の有無を判断する根拠となりえるものとして有望である。

ユダヤ教聖書解釈における

「預言者」と「祭司」のパラダイム

勝 又悦子

一 本稿の目的…近代ユダヤ学の創始であるツンツが、第二